

石川緊急事態宣言

(対象期間：6月13日まで延長)

ご自身やご家族をはじめ大切な人の安全のためにも
「新しい生活様式の実践」、「接触の回避」と
「飛沫の防止」の徹底、「ワクチンの接種」
について、ご協力をお願いいたします

「まん延防止等重点措置」の適用について

【期間】

令和3年5月16日(日)～6月13日(日)

【重点措置を講じるべき区域(措置区域)】

金沢市

石川緊急事態宣言の期間

5月9日(日)～5月31日(月)

→ 6月13日(日)まで延長

石川緊急事態宣言

対策①(外出自粛要請等)

＜以下の対応をお願いします＞

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛(特に20時以降は厳に控える)
- ・感染対策が徹底されていない飲食店の利用、営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えていただくこと
- ・不要不急の都道府県間の移動は極力控えていただくこと
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと
- ・医療機関・高齢者施設等における面会は自粛していただくこと
- ・発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控えていただくこと